

令和2年度第2回袖ヶ浦市選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和2年9月1日（火）
午前10時開会、午前11時閉会
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所 7階監査室
- 3 出席者 ・ 委員 御園豊委員長、山口貴一職務代理
小尾明委員、岡田康正委員（欠席委員なし）
・ 事務局 鈴木事務局長、今村主幹、川島副主査
- 4 傍聴定員と傍聴人数
傍聴定員5人、傍聴人数なし

5 議題

日程第1 会議録署名人の指名について

山口職務代理とする。

日程第2 議件

議案第1号 選挙人名簿への登録者及び選挙人名簿からの抹消者
並びに選挙人名簿登録者数の確定について

① 説明

御園委員長) 事務局に説明を求める。

今村主幹) 内容は資料のとおりで、6月1日の選挙時登録者数53,275人に対し、登録者が879人、抹消者が790人で、今回登録者数は89人増の53,364人となっております。

② 意見、質疑、採択

意見質疑等なく、全員賛成により承認

議案第2号 登録の移替えの延期を定めることについて

① 説明

御園委員長) 事務局に説明を求める。

今村主幹) 公職選挙法施行令第17条により「他の投票区の区域内に住所を移したことを知ったときは登録の移替えをしなければ

ならない」となっており、住所・投票区の変更を行っていますが、ただし書きで、任期が終わる日の前60日からその選挙期日まで、移し替えを選挙期日後まで延期することが、出来るとなっております。今回の市議選ですと任期が11月2日であり、その60日前の9月3日から選挙期日の10月11日までは、移し替えを延期することが出来ます。しかしながら、移し替えをしないということは、転居しても前の投票区で投票を行わなければならないため、短い期間であるほうが利便性は向上します。本選挙では選挙人名簿を確定し、入場券の作成を9月10日に行いますのでそれ以降は移し替えをしないこととし、令和2年9月10日から令和2年10月11日までを登録の移替えを延期する期間とするものです。

②意見、質疑、採択

意見質疑等なく、全員賛成により承認

その他

- ・ 袖ヶ浦市議会議員一般選挙に伴う今後の委員会予定について
- ・ 袖ヶ浦市議会議員一般選挙の新型コロナ対策について
- ・ 選挙入場券変更の啓発について
- ・ 袖ヶ浦市議会議員一般選挙立候補予定者説明会について